○国土交通省告示第三百二十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、木更津都市計画事業金田東特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第二回）について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年四月六日

国土交通大臣　前原　誠司

一　縦覧開始の日　平成二十二年四月七日（縦覧期間二週間）

二　縦覧場所　千葉県木更津市潮見七丁目三番一号　独立行政法人都市再生機構木更津開発事務所

三　縦覧時間　午前九時三十分から午後五時三十分まで

○国土交通省告示第三百二十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月六日

国土交通大臣　前原　誠司

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中津川

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県下水内郡栄村大字堺字和山一七九二〇番内三等三角点和山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十四年建設省告示第百二十六号で指定した土地の区域、昭和四十六年建設省告示第千四百八十九号で指定した第四号に掲げる土地の区域、昭和五十五年建設省告示第六百八十七号で指定した第十一号に掲げる土地の区域及び平成十二年建設省告示第二百十号で指定した第一号に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から三五〇度一八分三二秒　二九六九・七六四メートルの地点

標柱一号から一八八度三五分三一秒　三七一・一二一メートルの地点

標柱二号から二四五度〇六分〇一秒　四一九・四〇四メートルの地点

標柱三号から一五八度三〇分〇〇秒　八三四・三七八メートルの地点

標柱四号から一七九度一三分四七秒　三四三・五八二メートルの地点

標柱五号から一八二度五六分〇八秒　一六二八・〇七五メートルの地点

標柱六号から一六二度五八分五一秒　六四二・四七一メートルの地点

標柱七号から二二二度二一分四〇秒　六五〇・四六二メートルの地点

標柱八号から二二七度三六分五二秒　七四五・五九六メートルの地点

標柱九号から二一八度一五分五三秒　一〇五・九六二メートルの地点

標柱十号から三五五度四八分一五秒　一三六一・六九七メートルの地点

標柱十一号から三四九度四五分五三秒　一三四七・六六五メートルの地点

標柱十二号から二四度〇九分三五秒　一二九四・五〇一メートルの地点

標柱十三号から八六度二四分三六秒　七〇二・九四四メートルの地点

○国土交通省告示第三百二十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月六日

国土交通大臣　前原　誠司

一　中津川

長野県下水内郡栄村大字堺字和山一七九二〇番内三等三角点和山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十六年建設省告示第千百四十七号で指定した土地の区域、昭和四十六年建設省告示第千四百九十号で指定した土地の区域及び平成十二年建設省告示第二百十一号で指定した第一号に掲げる土地の区域を除く。）

基準点から三五〇度一八分三二秒　二九六九・七六四メートルの地点

標柱一号から一八八度三五分三一秒　三七一・一二一メートルの地点

標柱二号から二四五度〇六分〇一秒　四一九・四〇四メートルの地点

標柱三号から一五八度三〇分〇〇秒　八三四・三七八メートルの地点

標柱四号から一七九度一三分四七秒　三四三・五八二メートルの地点

標柱五号から一八二度五六分〇八秒　一六二八・〇七五メートルの地点

標柱六号から一六二度五八分五一秒　六四二・四七一メートルの地点

標柱七号から二二二度二一分四〇秒　六五〇・四六二メートルの地点

標柱八号から二一八度一五分五三秒　七四五・五九六メートルの地点

標柱九号から二一八度一五分五三秒　一〇五・九六二メートルの地点

標柱十号から三五五度四八分一五秒　一三六一・六九七メートルの地点

標柱十一号から三四九度四五分五三秒　一三四七・六六五メートルの地点

標柱十二号から二四度〇九分三五秒　一二九四・五〇一メートルの地点

標柱十三号から八六度二四分三六秒　七〇二・九四四メートルの地点

○国土交通省告示第三百二十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年四月六日

国土交通大臣　前原　誠司

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

芋川沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

新潟県魚沼市竜光字大田七八九番一八内四等三角点小田を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から四度〇一分三〇秒　五五九・四〇四メートルの地点　一号

標柱一号から一二五度二八分二一秒　二三四・九三〇メートルの地点　二号

標柱二号から六三度〇六分〇〇秒　五五九・五四一メートルの地点　三号

標柱三号から一四〇度四八分四一秒　一〇二・五九六メートルの地点　四号

標柱四号から二二三度二七分五二秒　三八一・八六九メートルの地点　五号

標柱五号から一四〇度五五分四九秒　二八一・一三一メートルの地点　六号

標柱六号から二〇八度〇四分三一秒　一七一・九四五メートルの地点　七号

標柱七号から三〇六度四六分五四秒　五〇〇・六〇八メートルの地点　八号

標柱八号から二六〇度〇〇分三五秒　一二八・一三四メートルの地点　九号

標柱九号から二四度二三分〇一秒　一四〇・二八二メートルの地点　十号

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下宮沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県東蒲原郡阿賀町豊実

字森ノ越　丁四一五番一　一号

丁四〇二番一　八号

丁三九六番一　九号

丁四四七番　二号

字向峠

丁四五三番　三号

丁二八五六番　四号

丁二八五九番　五号

丁二八六八番　六号

丁二八八〇番　七号

字馬取

丁五六二番二　十号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

鷺沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県東筑摩郡波田町字鷺沢

九一二六番五　一号及び十六号

九一二六番三　二号から四号まで、七号及び八号

九一二六番一　五号、六号及び九号から十五号まで

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ソグラ沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県松本市奈川

一七一四番一六　一号、七号及び八号

一七一四番四　二号から六号まで

一七一三番一　九号から十五号まで